

総社市訓令第2号

庁中一般  
出先機関

総社市日本一優しい市役所推進室設置規程（平成30年総社市訓令第6号）、総社市魅力発信室設置規程（平成31年総社市訓令第2号）及び総社市デジタル化推進室設置規程（令和2年総社市訓令第9号）は、廃止する。

令和7年3月10日

総社市長 片岡 聡 一

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。